

予測活動限界時間を活用した自衛消防訓練実施基準

第1 目的

この基準は、防火対象物において火災が発生した場合に、公設消防隊が到着するまでの間、自衛消防隊員の安全確保を前提として、火災の進展に伴う迅速かつ的確な状況判断と効果的自衛消防活動を行うため、予測活動限界時間を活用した自衛消防訓練を実施し、自衛消防隊の活動能力の向上を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、次に掲げるもののうち、防火管理に係る消防計画又は共同防火管理協議事項において自衛消防隊が編成されているものとする。この場合において、当該自衛消防隊は、努めて「自衛消防隊の組織編成基準」に基づき事業所自衛消防隊及び防火対象物自衛消防隊が編成されているものとする。

- 1 令第1条の2第3項第1号に規定する防火対象物
- 2 条例第55条の3第1項各号に掲げる防火対象物

第3 訓練の想定要領等

訓練の想定要領等は、次による。

- 1 訓練は、原則として防火対象物自衛消防隊により実施する。
- 2 訓練は、出火から消防隊への情報提供までの一連の行動を各隊員が第4、2に示す活動項目表に基づいて全て実施する。
- 3 訓練実施の際の特殊消防用設備等、消防用設備等及び建築防災設備（防火戸等を除く。）は、可能なものに限り使用する。
- 4 想定時間帯は、防火対象物の営業時間中又は就業時間中等で在館者の人命危険が存する時間帯を前提とする。
- 5 防火対象物の使用形態、管理形態等に即した訓練とし、努めて危険度指標（（在館者数）/（自衛消防隊員数）をいう。）が高い時間帯等を想定した訓練とする。
- 6 原則として、防災センター又はこれに準ずる場所及び想定出火階を中心として実施する。ただし、想定出火階以外の階等の訓練と併せて実施することを妨げない。
- 7 想定出火場所は、厨房や火気使用設備・器具等の存する場所など努めて出火の可能性が高いと予想される場所で、原則として感知器が設置されている場所とする。
- 8 過去に実施した訓練場所や時間帯等と努めて重複しないように訓練想定をたてる。
- 9 訓練の実施にあたっては、次の予測活動限界時間等を算定する。（別紙1 予測活動限界時間の概念図参照）
 - (1) 消火器の放射開始予測活動限界時間
別紙2 算定方法の「1 Ta 消火器の放射開始予測活動限界時間の算定方法」に基づき、消火できなくなる熱量の時間又は天井に炎が到達するまでの時間により算定した結果を消火器の放射開始予測活動限界時間とする。
 - (2) 屋内消火栓の放水開始予測活動限界時間
別紙2 算定方法の「2 Tb 屋内消火栓の放水開始予測活動限界時間の算定方法」に基づき、煙降下時間等を算定した結果を屋内消火栓の放水開始予測活動限界時間とする。
 - (3) 避難誘導完了の予測活動限界時間
別紙2 算定方法の「3 Tc 避難誘導完了予測活動限界時間（防火区画形成）の算定

方法」の用途形態による算定フローチャートにより、該当する算定方法を選択し、その算定結果を避難誘導完了予測活動限界時間とする。

(4) 訓練における自衛消防活動の行動開始時間

自衛消防活動の行動開始は、想定出火時から起算して別紙2算定方法の「4 Td 感知器作動予測時間の算定」により熱感知器又は煙感知器の作動予測時間を加えた時間から行うものとし、自動火災報知設備のベルを鳴動させるものとする。ただし、自動火災報知設備が設置されていない防火対象物にあつては、想定出火時点から自衛消防活動の行動を開始するものとする。

(5) 火災成長パラメータ

(1)及び(2)の火災成長パラメータについては、平成12年建設省告示第1441号に基づき、別紙2算定方法の5に示す数値を活用する。

(6) 算定した予測活動限界時間は別紙3に記載するものとする。

第4 活動要領

1 防火対象物自衛消防隊の任務に応じた活動の流れ

防火対象物自衛消防隊の任務に応じた活動の流れは、次の活動フローによる。

(1) 防火対象物自衛消防隊活動フロー（自力避難困難者入所施設該当なし）

ア 防火対象物地区隊がない場合は、別表1、1のとおり

イ 防火対象物地区隊がある場合は、別表1、2のとおり

(2) 防火対象物自衛消防隊活動フロー（自力避難困難者入所施設該当あり）

ア 防火対象物地区隊がない場合は、別表1、3のとおり

イ 防火対象物地区隊がある場合は、別表1、4のとおり

2 防火対象物自衛消防隊の活動項目

防火対象物自衛消防隊の任務ごとの活動項目は、次による。

(1) 防火対象物自衛消防隊長の統括指揮項目は、別表2、1のとおり

(2) 想定出火場所の防火対象物地区隊長の現場活動指揮項目は、別表2、2のとおり

(3) 隊員の活動項目は、別表2、3のとおり

3 任務の付与及び活動項目表の選択

防火対象物自衛消防隊の活動フローに基づき自衛消防隊員に対して任務を付与するとともに、当該任務ごとに次の表に従って活動項目表を選択する。

ただし、自衛消防隊員が少ない場合で、1人で複数の任務を兼務する場合は、複数の活動項目表を選択するものとする。

任 務	対応者数	必要な活動項目表の数
指揮A (防火対象物自衛消防隊長)	—	1
指揮B (防火対象物地区隊長)	—	1
活動A (現場駆付け者)	1人以上	対応者人数分
活動B (通報連絡(情報)班)	1人以上	1
活動C (同上)	1人	1
活動D (同上)	1人以上	1
活動E 1 (初期消火班)	1人以上	対応者人数分
活動E 2 (同上 (1号消火栓))	2人以上	使用消火栓数(1 or 2)
(同上 (2号消火栓))	1人以上	使用消火栓数(1 or 2)
活動E 3 (同上)	1人以上	1
活動F (避難誘導班)	1人以上	対応者人数分
活動G (安全防護班)	1人以上	1
活動H (応急救護班)	1人以上	1

4 活動項目の選択

- (1) 活動項目表の活動項目は必須項目と選択項目に分かれるが、選択項目は防火対象物の位置、構造、設備、使用形態等の状況の実態に応じて該当するものを選択する。
- (2) 必須項目に該当しないものが生じた場合は、選択しないことができる。

5 任務ごとの活動要領

任務ごとの活動要領は、別に示す。

第5 訓練計画書の作成

訓練指導者等は第3及び第4に基づき、別に定めるところにより訓練計画書を作成する。

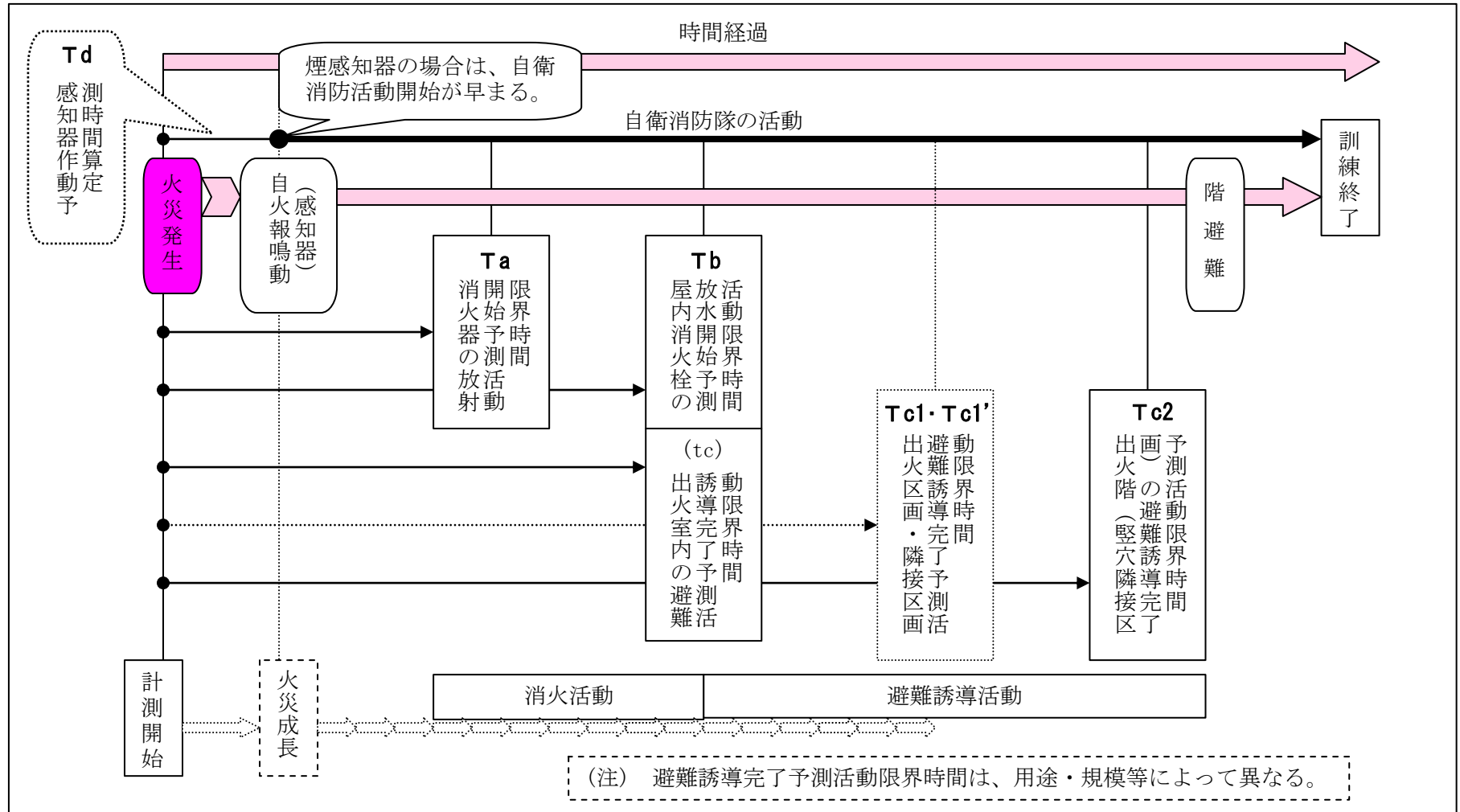
第6 訓練の実施要領

第3による訓練想定において、算定した予測活動限界時間内に防火対象物自衛消防隊が第4の活動要領に基づき所定の行動を行うことを目標とした訓練を行う。

第7 留意事項

- 1 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物においては、活動項目表の必須項目及び選択項目にかかわらず該当する項目について活動を行う。
- 2 避難誘導完了予測活動限界時間の算定ができないものについては、当該時間の測定は省略する。
- 3 一人で複数の任務を兼務する場合には、当該兼務したすべての活動項目表に従い行動する。
- 4 予測活動限界時間は、一定の前提条件と火災性状理論等に基づき簡易計算式等により算定する値であることから、訓練における目標時間として活用する。
- 5 訓練想定における在館者数及び自衛消防隊員数は、努めて当該防火対象物の実態に即したものとする。

別紙 1 予測活動限界時間の概念図



別紙2 算定方法

1 Ta 消火器の放射開始予測活動限界時間の算定方法

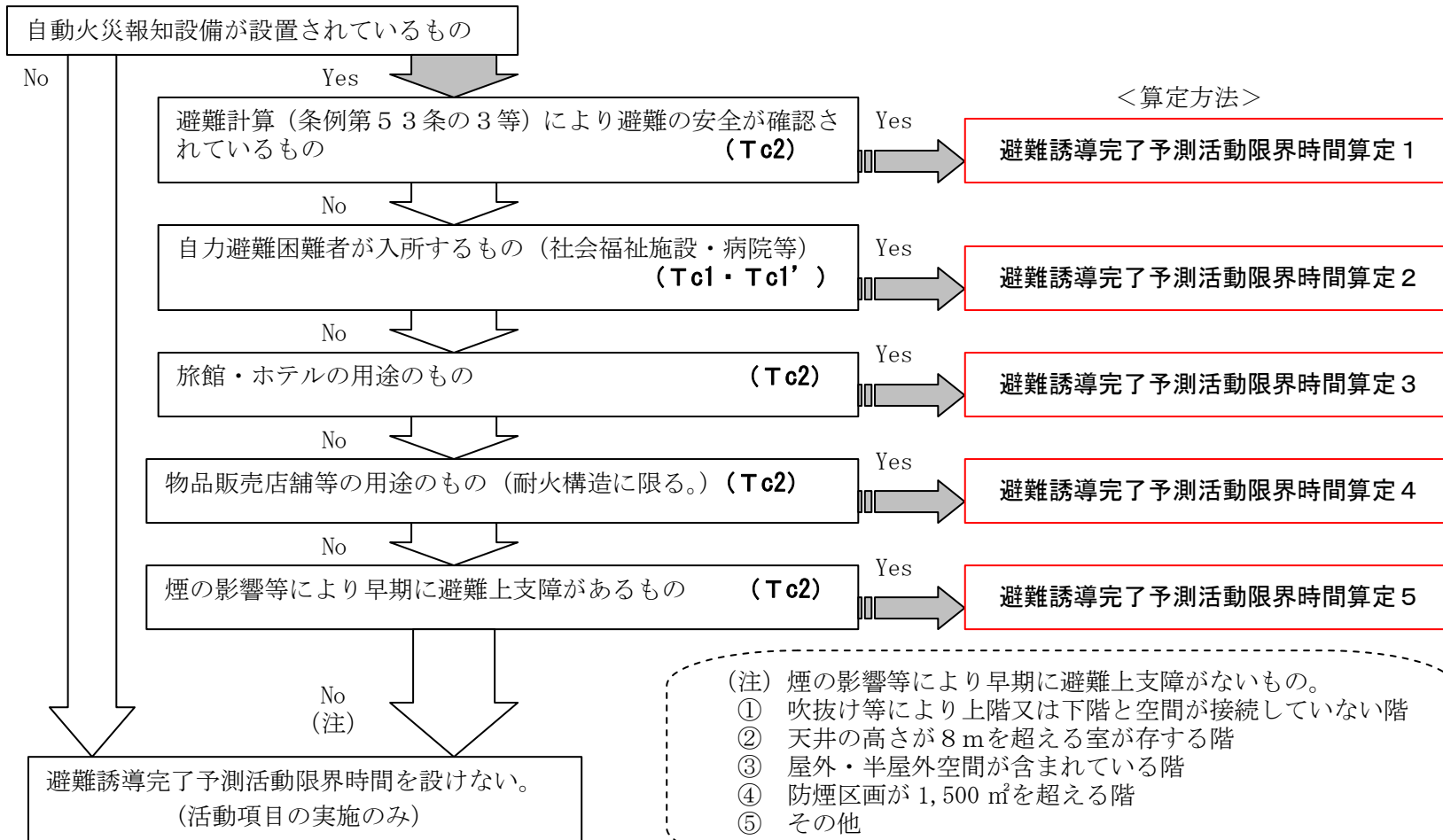
算定手法 「第12期火災予防審議会答申」等に基づく手法	
① 天井が難燃材料の性能を持つもの。	② 天井が難燃材料の性能を持たないもの。
消火できなくなる熱量の時間 $Ta = \sqrt{950/\alpha}$ Ta：消火器による初期消火限界時間 (sec) α：火災成長パラメータ (別紙2、5による) 消火器を同時に複数実施する場合には、上記950を1900とする。	天井に炎が到達するまでの時間 $Ta = \alpha^{-1/2} (H/0.23)^{5/4}$ Ta：消火器による初期消火限界時間 (sec) α：火災成長パラメータ (別紙2、5による) H：想定出火場所の天井高(m)。但し、3.6以上の場合は3.6mとする。
火災成長(熱感知器発報)から消火器の放射開始までの測定時間 ≤ Ta 消火成功 火災成長(熱感知器発報)から消火器の放射開始までの測定時間 > Ta 消火不成功 ※ Ta ≥ Tb の場合は、Tb の値をTa とする。	

2 Tb 屋内消火栓の放水開始予測活動限界時間の算定方法

算定方法 ①避難予測限界時間、または②「平成17年度火災予防性能審査法の整備に係る検討委員会報告書」に基づく手法	
① 避難シミュレーション等により出火居室の避難予測限界時間(tc)が求められている場合は、その時間を屋内消火栓設備の放水開始予測活動限界時間 Tb とする。	② ①が算定されない場合には、「火災予防性能審査法の整備に係る検討委員会報告書」に基づく下記の簡易式によって、求めるものとする。 $Tb = \left\{ \frac{5}{2} \cdot \frac{A}{k \cdot \alpha^{1/3}} \cdot \left(\frac{1}{z^{2/3}} - \frac{1}{H^{2/3}} \right) \right\}^{3/5}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> Tb=放水開始予測活動限界時間(s)、A=区画の水平断面積(m²)、κ=0.08/ρ (κ:プルーム巻き込み係数、ρ:煙の密度(kg/m³)) (κは通常0.08)、α=火災成長パラメータ (別紙2、5による)、z=活動限界の煙層高さ(m)、H=天井高さ(m) </div>
火災成長(熱感知器発報)から屋内消火栓設備の放水開始までの測定時間 ≤ Tb 消火成功 火災成長(熱感知器発報)から屋内消火栓設備の放水開始までの測定時間 > Tb 消火不成功	

3 Tc 避難誘導完了の予測活動限界時間（防火区画形成）の算定方法

(1) 用途形態による算定フローチャート



(2) 算定手法の内容

算定手法		適用条件	限界時間	
避難誘導完了予測活動限界時間算定1	避難シミュレーション 「東京消防庁火災予防規程第24条の2に基づく火災避難シミュレーション」	自力避難が前提 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料である。 階の床面積が概ね3,000㎡以下である。 床面の高さの異なる部分を存しない。 避難経路が確保されていること。 吹き抜け等により上、下階と接続していない。 屋外・半屋外空間でない。 ボディスペースより狭い幅員の通路等がない。 その他（適さないもの。）	(tc) 出火居室	出火室において煙やガスから一定の輻射を受けるか、避難上支障のある高さまでに降下するのに要する時間
	階避難安全検証法 「建築基準法施行令第129条の2第3項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する算定方法」	自力避難が前提 主要構造部が準耐火構造又は不燃材で造られたものである。 吹き抜け等により上、下階と接続していない。 屋外・半屋外空間でない。 防煙区画が1,500㎡を超えない。 その他（適さないもの。）	(tc) 出火居室	出火室において煙やガスが避難上支障のある高さまでに降下するのに要する時間
	新・建築防災計画指針 「建築物の防火・避難計画の解説書、編集・発行財団法人日本建築センター。発行日：平成8年11月20日第Ⅱ部第5章5-4避難計算に掲げる算定手法」	自力避難が前提 主要構造部が準耐火構造又は不燃材で造られたものである。 吹き抜け等により上、下階と接続していない。 屋外・半屋外空間でない。	(tc) 出火居室	$2\sqrt{A}$ 又は $3\sqrt{A}$ (A:居室の面積(㎡))
	その他	—————	Tc2 出火階	$8\sqrt{A}$ (A:その階の居室及び廊下の面積(㎡))
	その他	—————		—————

<p>間 算定 2 避難誘導完了予測活動限界時間</p>	<p>社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル（平成元年5月8日指指第298号指導広報部長依命通達）</p>	<p>自力避難困難者が入所するもので、法第8条に定める防火管理義務対象物 ① 構造制限無し ② 防火管理義務対象物以外でも自衛消防隊が編成されていれば可能である。</p>	<p>Tc1 出火区画 ア スプリンクラー設置 9分～15分 （各室不燃化区画、各室戸区画、バルコニー避難による） イ スプリンクラー未設置 2分～11分 （内装制限、各室不燃化区画、各室戸区画、バルコニー避難、防災品、内栓使用による） Tc1' 隣接区画（階段室含む） 5分～20分（出火区画の同条件） ※スプリンクラー無、内装制限無、各室不燃化区画又は各室戸区画無の場合は、隣接区画は無し</p>
<p>時 間 算定 3 予測避難誘導完了時間限界</p>	<p>旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル（昭和63年2月26日指指第147号指導広報部長依命通達）</p>	<p>地階を除く階数が3以上の旅館・ホテル等で、法第8条に定める防火管理義務対象物 ① 防火管理義務対象物以外でも自衛消防隊が編成されていれば可能である。 ② 3階以上の場合、耐火構造の規制があるが、マニュアルでは耐火構造以外についても想定されている。</p>	<p>Tc2 火災階 3分～9分 （スプリンクラー設置、内装制限、客室と廊下の欄間、防災品、内栓使用による）</p>
<p>4 活動限界時間算定 避難誘導完了予測</p>	<p>物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル（平成3年3月30日指指第227号指導広報部長依命通達）</p>	<p>床面積の合計が1,000㎡以上の物販販売店舗で、売場部分が、地下、3階以上の階又は無窓階の2階で床面積が1,000㎡以上あるもの及び法第8条に定める防火管理義務対象物 ① 防火管理義務対象物以外でも自衛消防隊が編成されていれば可能である。 ② 床面積及び売場部分の条件は、耐火構造の規制である。（耐火構造以外の想定はない。）</p>	<p>Tc2 竪穴隣接区画 9分～17分 （スプリンクラー設置、内装制限、内栓使用、区画形成が扉形式の防火戸（特定防火設備）又は遮煙性能を有する防火シャッターによる）</p>
<p>算定 5 活動限界時間 避難誘導予測</p>	<p>高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて（平成3年5月14日消防予第98号消防庁予防課長通知）</p>	<p>煙の影響等により早期に避難上支障があるもので、自衛消防隊が編成されているもの</p>	<p>Tc2 竪穴隣接区画 5分～12分 （スプリンクラー設置、内装制限、内栓使用、区画形成が扉形式の防火戸（特定防火設備）又は遮煙性能を有する防火シャッターによる）</p>

4 Td 感知器作動予測時間の算定

自衛消防活動は、通常自動火災報知設備の感知器が作動してから活動が始まることから、火災発生から感知器の作動までの時間を考慮しなければ、実際の活動を行うことができる時間値とはならないため、火災発生から感知器の作動までの時間を次の算定方法で算出する。
 なお、計算式は別に示す。

熱感知器	算定方法 定温式・差動式スポット型感知器作動予測シート <設定要件> ①火源の設定、 ②火災成長率、 ③最大発熱速度、 ④感知器の種別、 ⑤雰囲気温度、 ⑥天井の高さ、 ⑦火源からの水平距離
煙感知器	算定方法 光電式スポット型感知器作動予測シート <設定要件> 上記①～⑦、 ⑧火源の発煙特性、 ⑨感知器作動濃度流速

5 火災成長パラメータ (α) の値

出火室用途		火災成長パラメータ (α)
可燃物が多量に集積される空間	倉庫、物品販売店舗 (バックヤード、ストックヤード)	0.8254
	収納室、物品販売店舗 (書籍・家具売場)	0.2428
可燃物が多量に置かれる生活空間	住宅	0.1503
可燃物が多量に置かれる執務空間	事務室、学校の職員室・準備室・器具庫	0.0989
可燃物が多量に置かれる商業空間	物品販売店舗 (書籍・家具売場以外)、飲食店、厨房、ホテル宴会室	0.0765
簡易な視聴覚空間	教室、劇場客席	0.0564
簡易な生活・商業空間	ホテル客室、仮眠室、社員食堂、軽飲食店、博物館、美術館、舞台、車庫	0.0240
簡易な執務空間	役員室、会議室、ロビー、休憩室、廊下	0.0125

※ 平成12年建設省告示第1441号による

別紙3 自衛消防活動の予測活動限界時間

計算式により算出する。

	予測時間
感知器作動予測時間（自衛消防隊の行動開始時間） T_d	_____秒（熱 or 煙）

	予測時間	測定時間 (自火報発報から)
消火器の放射開始予測活動限界時間の算出 T_a	_____秒	_____秒
屋内消火栓（補助散水栓）の放水開始予測活動限界時間の算出（該当する場合） T_b	_____秒	_____秒

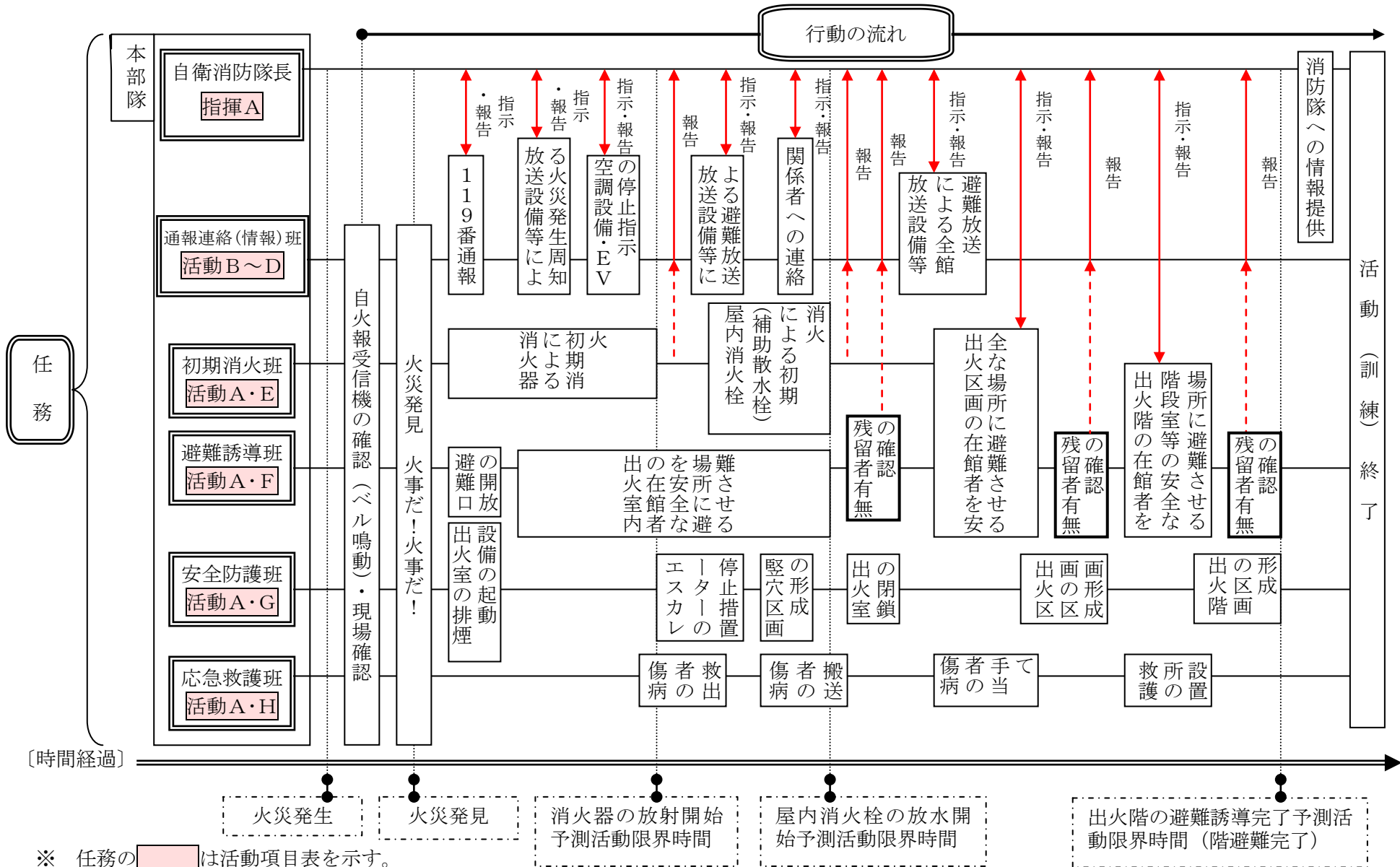
※ 避難シミュレーション等により出火居室の予測限界時間（ t_c ）が求められている場合は、当該時間を T_b とする。

		予測時間	測定時間 (自火報発報から)
避難誘導完了（防火区画形成等）の予測活動限界時間の算出	出火区画 T_{c1} （注）	_____秒	_____秒
	隣接区画 T_{c1'} （注）	_____秒	_____秒
	出火階（縦穴隣接区画） T_{c2} （注）	_____秒	_____秒

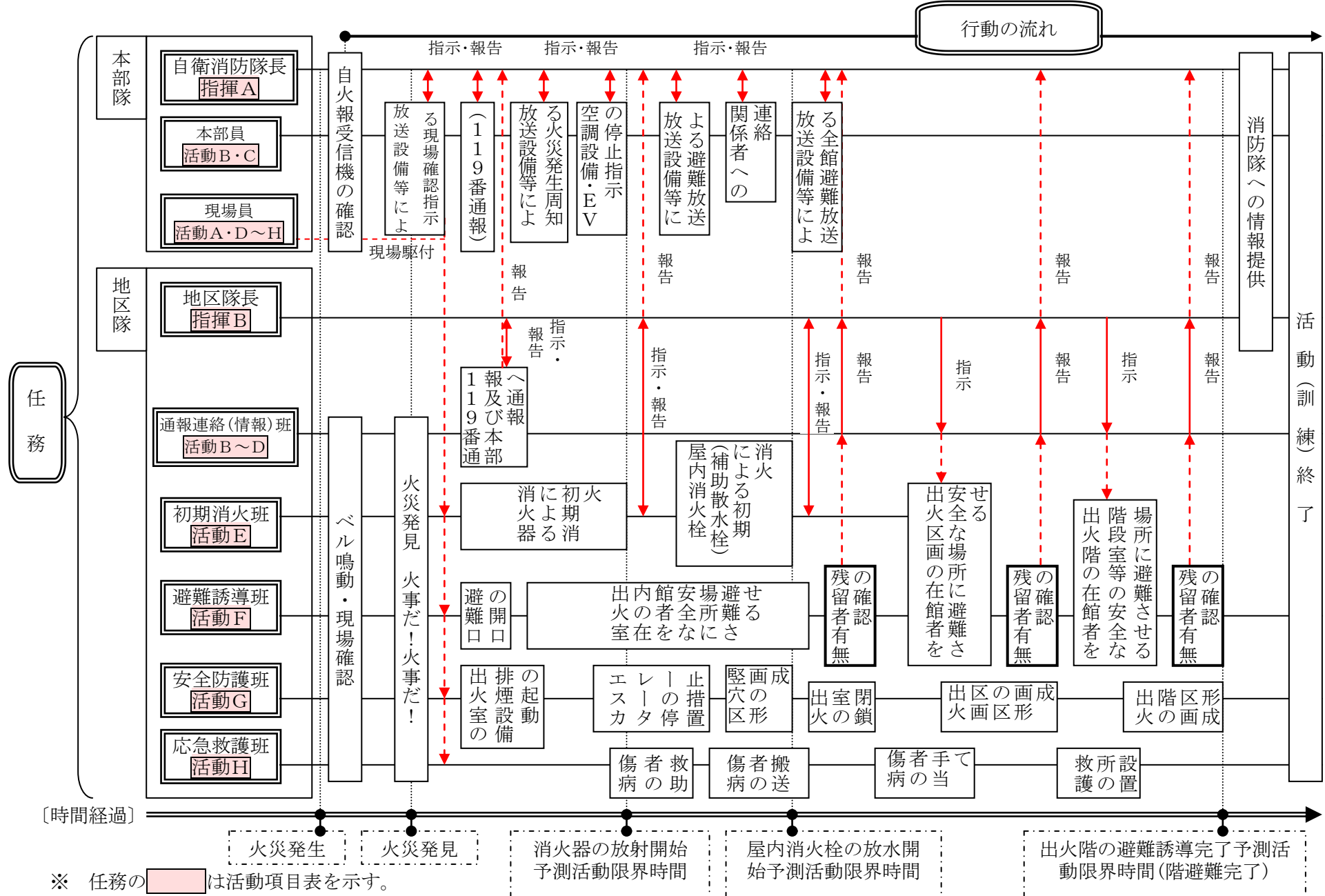
（注）社会福祉及び病院等におけるマニュアル活用時は T_{c1} 及び $T_{c1'}$ を算出、その他は T_{c2} を算出する。

別表1 防火対象物自衛消防隊の任務に応じた活動の流れ

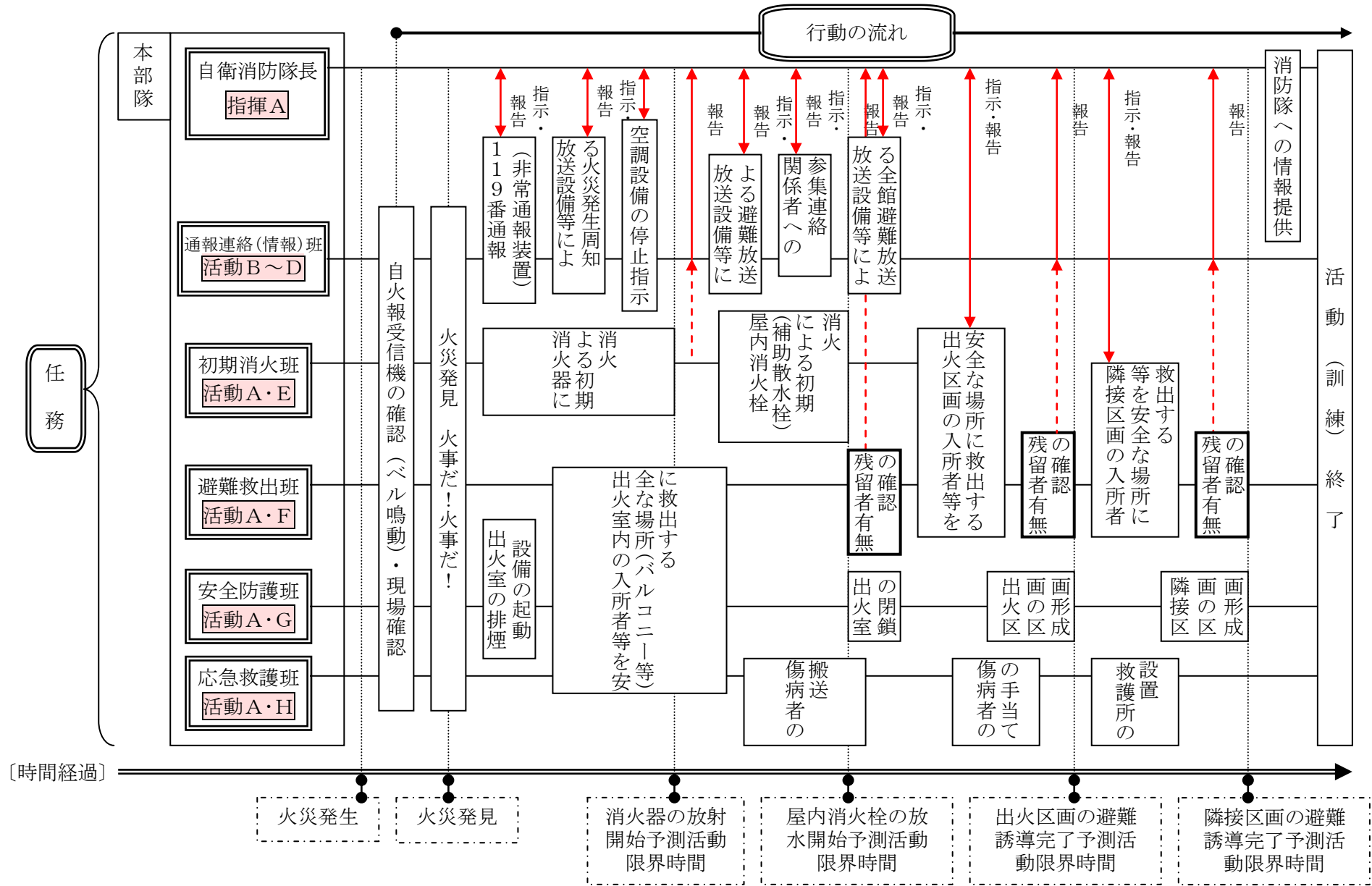
1 防火対象物自衛消防隊活動フロー（自力避難困難者入所施設該当なし、防火対象物地区隊なし）



2 防火対象物自衛消防隊活動フロー（自力避難困難者入所施設該当なし、防火対象物地区隊有り）

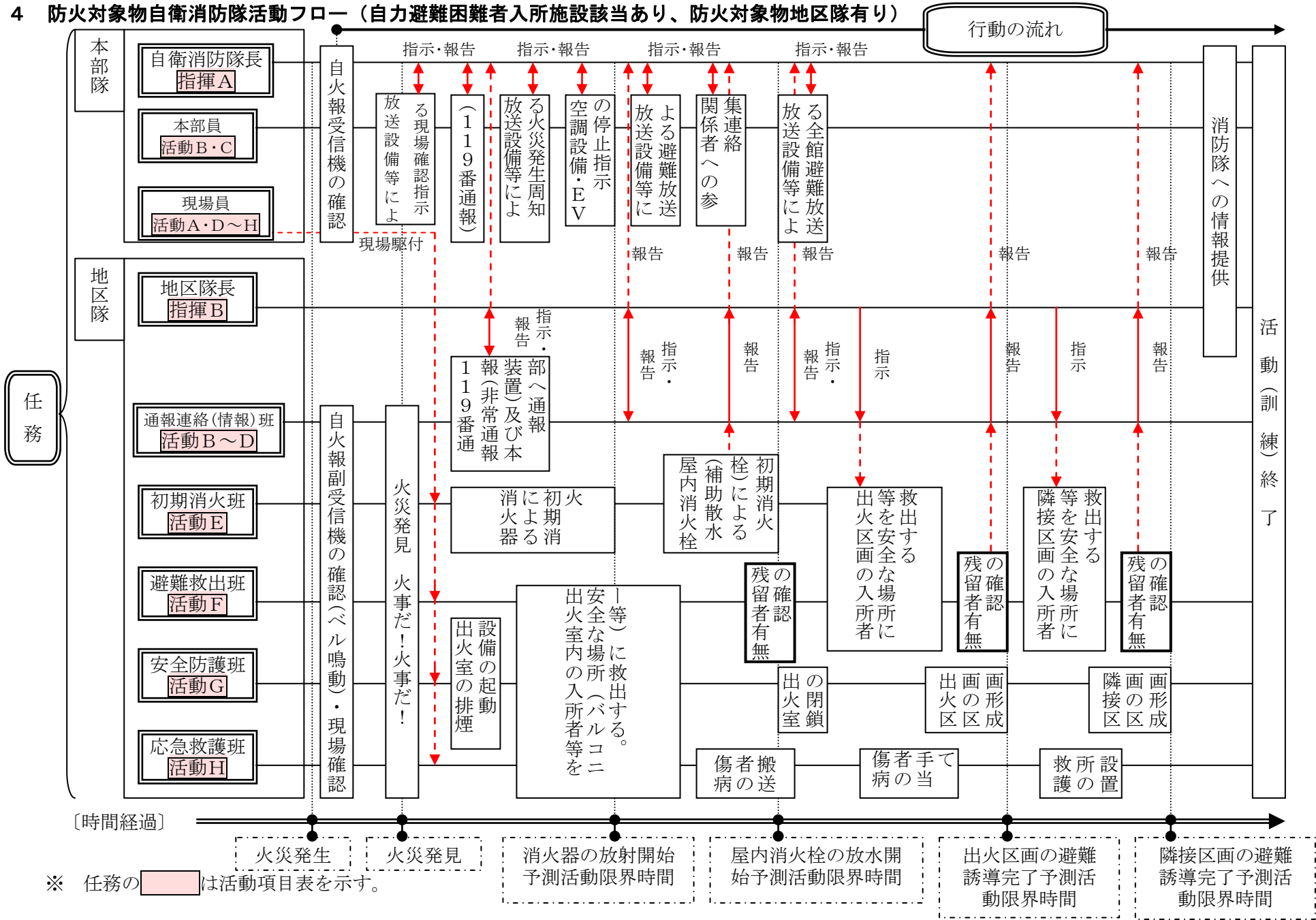


3 防火対象物自衛消防隊活動フロー（自力避難困難者入所施設該当あり、防火対象物地区隊なし）



※ 任務の は活動項目表を示す。

4 防火対象物自衛消防隊活動フロー（自力避難困難者入所施設該当あり、防火対象物地区隊有り）



※ 任務の [] は活動項目表を示す。

別表2 活動項目表

1 防火対象物自衛消防隊長の統括指揮項目

指揮A

	指揮項目等	備考
①	隊員への任務指示	※
②	現場駆付け者の装備品等の携行品の確認	※
③	火災確認中の旨の放送等指示 (放送設備連動の場合は省略)	※
④	現場の状況収集指示 (放送設備又は内線電話を活用し、出火場所の従業員等からの状況報告、駆付けた本部隊員からの状況報告)	※
⑤	火災断定 (現場からの火災連絡、受信機に複数の警戒区域が火災表示した場合、感知器発報とスプリンクラー設備が前後して作動した場合等)	※
⑥	119番通報指示又は通報済みの確認	※
⑦	出火及び延焼状況の情報収集の指示 (出火場所、燃焼物体、燃焼範囲の状況(炎、煙の拡散状況)、危険物品等の消火活動上支障のあるものの有無、出火原因)	※
⑧	出火状況による初期消火班への消火方法の指示	※
⑨	延焼状況による避難誘導の指示 (避難方向、避難対象範囲)	※
⑩	各種設備の作動停止指示 (空調、常用EV、エスカレーター等)	選択
⑪	関係者(管理権原者等)への連絡指示	※
⑫	排煙設備の作動指示	選択
⑬	避難の情報収集の指示 (逃げ遅れの有無、避難誘導状況、負傷者等の状況、避難者数)	※
⑭	消火・延焼状況の情報収集の指示 (消火器の使用状況、屋内消火栓の使用状況、スプリンクラー設備の作動状況)	※
⑮	負傷者等の措置状況の情報収集の指示 (負傷者がいない場合は、応急救護班に他の任務を指定)	選択
⑯	出火室に自力避難困難者が在室する場合は、安全防護班及び応急救護班に優先して出火室の避難救出の任務を指定	選択
⑰	防火区画等の形成指示及び防火区画状況の情報収集の指示	※
⑱	関係図書の準備 (各階の平面図及び立面図、ダクト系統図、消防用設備等の設置図、その他必要な図書)	※
⑲	消防隊への情報提供 (⑨、⑩、⑫、⑬、⑭、⑮、⑰、⑱、非常用EVの鍵の状況、常用及び非常電源の状況)	※
⑳	指示、伝達及び応答の適正な声量	※

- ・ 備考欄の「※」は必須項目とする。「選択」は、該当する場合に実施する項目とする。
- ・ 防火対象物自衛消防隊長の代行者が行動する場合も、当該防火対象物自衛消防隊長が行動したものとみなす。

2 想定出火場所の防火対象物地区隊長の現場活動指揮項目

指揮B

	指揮項目等	備考
①	火災断定 (現場からの火災連絡等)	※
②	通報連絡(情報)班に119番通報又は本部隊への火災通報指示	※
③	各班(担当)への活動指示	※
④	通報連絡(情報)班に出火及び延焼状況の情報収集の指示(出火場所、 燃焼物体、燃焼範囲の状況(炎、煙の拡散状況)、危険物品等の消火活動上支障のあるものの有無、出火原因)	※
⑤	出火状況による初期消火班への消火方法の指示	※
⑥	延焼状況による避難誘導班への避難誘導指示 (避難方向、避難対象範囲)	※
⑦	負傷者がいない場合には、応急救護班に避難誘導任務を指定	選択
⑧	出火室に自力避難困難者が在室する場合は、安全防護班及び応急救護班に優先して出火室の避難救出の任務を指定	選択
⑨	防火区画等の形成指示	※
⑩	通報連絡(情報)班に状況報告指示 ・消火状況(消火器の使用状況、屋内消火栓の使用状況、スプリンクラー設備の作動状況) ・避難状況(逃げ遅れの有無、避難誘導状況) ・安全防護状況(区画形成状況、排煙状況) ・応急救護状況(負傷者の有無、救護状況)	※
⑪	通報連絡(情報)班に防火対象物本部隊への情報提供指示	※
⑫	消防隊への情報提供	※
⑬	指示、伝達及び応答の適正な声量	※

- ・ 備考欄の「※」は必須項目とする。「選択」は、該当する場合に実施する項目とする。
- ・ 本表は、防火対象物地区隊が設けられている場合に使用する。
- ・ 防火対象物地区隊長の代行者が行動する場合も当該防火対象物地区隊長が行動したものとみなす。
- ・ 大規模事業所等で防火対象物地区隊の中に事業所地区隊が設けられている場合は、事業所地区隊長にも適用する。

3 隊員の活動項目

	活動項目等	備考
火災発見時の措置	(1) 大声で周囲に火災を知らせる。	選択(自衛消防隊員又は在館者の行動)
	(2) 非常ベルのボタンを押す。 (人による発見の場合)	
	(3) 自衛消防隊へ非常電話や内線電話等で火災発生を知らせる。	
本部隊の拠点となる場所から現場への駆付け員 活動A	(1) 自動火災報知設備の発報場所を確認する。	※
	(2) 事前計画の携行品を持参する。 (メガホン、送受信器、マスターキー、非常用E Vキー等)	※
	(3) 服装は活動に支障ないものとする。 (靴(紐は解けてないか)、手袋等)	※
	(4) 現場への駆付けは、最短距離又は時間(非常用E V、避難階段の選択)とする。 (常用E Vを使用し出火点に向かった場合、停電時最寄階停止装置付きのE Vを使用し、出火区画の直下階までの使用であること。)	※
	(5) 非常用E Vの消防一次運転の操作を適正に行う。 (ボタンの押し方、到着時の消防運転の鍵の切の操作等)	選択
	(6) 出火階到着から感知器発報区域まで迷わずに駆付ける。 (アドレス表示された感知器の発報場所を探し当てる。)	※
	(7) 煙が見えない場合でも、天井裏、パイプスペース、ダクトスペース等の隠蔽された部分を確認する。	※
	(8) 各班と連携をとる。	※
	(9) 現場到着後、直ちに自己の任務の行動に移る。	※
	(10) 伝達及び応答は適正な声量か。	※
消防機関等への通報 活動B	(1) 火災を発見した者、又は、現場確認者等から火災の連絡を受けた時、直ちに119番通報する。(ア又はイ) ア 加入電話による通報 イ 火災通報装置(有人直接通報等)による通報	※
	(2) 119番通報(火災通報装置(有人直接通報等)の場合は東京消防庁からの問い合わせに対する応答)は、慌てず正確に実施する。 ア 火災である旨 イ 所在地、建物の名称及び目標建物 ウ 火災の状況(出火階、燃焼物、逃げ遅れの有無等)	※
	(3) 防火対象物自衛消防隊長又は防火対象物地区隊長及び関係者(管理権原者等)への火災発生(及び119番通報済み)の連絡をする。	※
	(4) 伝達及び応答を適正な声量とする。	※

		活動項目等	備考
館内放送等 活動C	放送設備がある場合	(1) 放送は同一の者が実施する。	選択
		(2) 在館者への避難誘導放送は、火災発生確認後、速やかに行う。	
		(3) 放送内容のマニュアルを用意する。	
		(4) 放送設備の放送内容を適正に行う。 ア 放送選択階を適正に行う。 イ 声は落ち着いて、明確な指示口調とする。 ウ 放送内容を分かりやすくする。 エ 繰り返し放送する。 オ 送り手を言う。	
		(5) 階選択は出火階及び出火直上階を優先する。	
		(6) 出火場所、延焼・煙拡散状況など総合的に判断し、避難放送階を選択する。	
		(7) 全館へ火災発生及び延焼状況を放送する。	
		(8) 放送内容に避難時のE Vの使用禁止を含む。	
		(9) 全館放送する時期を適正に行う。	
		(10) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
ない場合		(1) 出火階以外の階へ火災発生及び延焼状況の連絡（内線電話、外線電話等）を行う。	選択
		(2) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
情報収集 活動D		(1) 出火場所を確認する。	※
		(2) 火災規模を把握する。	※
		(3) 何が燃えているかを確認する。	※
		(4) 延焼危険（消火活動状況）を確認する。	※
		(5) 逃げ遅れを確認する。	※
		(6) 傷者の有無及び状況を確認する。	※
		(7) 活動人員を確認する。	※
		(8) 区画形成状況を確認する。	※
		(9) 危険物等の有無を確認する。	※
		(10) 防火対象物自衛消防隊長又は防火対象物地区隊長へ前(1)から(9)の情報を伝達する。	※
		(11) 情報収集内容を記録する。	※
		(12) 伝達及び応答を適正な声量とする。	※

		活動項目等	備考
消火器	活動E1	(1) 現場へ駆付ける途中、消火器を携行する。	※
		(2) 火災発見時に「火事だ!」と周囲に聞こえる声で知らせる。	※
		(3) 躊躇なく消火器で初期消火を行う。 (場合によっては消火器を使わずに最初から屋内消火栓を使ってもよい。)	※
		(4) 消火器の操作手順等は適正に行う。 ア 消火器の適応性を確認する。 イ 安全ピンを抜き、ノズルを火点に向け、レバーを握る順序で動作を行う。 ウ 有効射程距離(一般的な消火器の場合は3~5m)を考え安全な範囲で火元に近づき、姿勢を低くして放射する。	※
		(5) 追加消火器は身近にあるものを使用する。	選択
		(6) 消火器で消火できないとの判断を適正な時期に行う。 (天井に火が移るまで。状況によってはそれ以前)	※
		(7) 再燃防止の確認を行う。	※
		(8) 伝達及び応答を適正な声量とする。	※
初期消火	活動E2	(1) 直近で火煙の危険のない屋内消火栓を使用する。	選択
		(2) 燃焼物は水による消火が適正か確認する。 (燃焼物は電気設備や禁水性の危険物などでないこと。)	
		(3) 屋内消火栓の操作手順を適正に行う。 ア 1号消火栓 (ア) 起動ボタンを押す。 (イ) 慌てずにホースを延長する。 (ウ) 放水始めの合図と共にバルブを全開にする。 (エ) ホースの引っ張り防止を行う。 (オ) 筒先の確保及びノズルの操作を適正に行う。 イ 2号消火栓 (ア) 起動ボタンを押す。 (イ) 消火栓開閉弁を開く。 (ウ) 慌てずにホースを延長する。 (エ) 筒先の確保及びノズルの操作を適正に行う。	
		(4) 延焼状況により2つ目の屋内消火栓の使用を適正に行う。また、3つ目の屋内消火栓を使用してはならない。	
		(5) 延長ホースが防火区画を構成する防火戸の閉鎖の妨げにならないようにする。	
		(6) 消火不能の際の撤退時に、ホースが防火戸の閉鎖の妨げにならないようにする。	
		(7) 消火不能時に安全に退去する。	
		(8) 再燃防止の確認を行う。	
		(9) 水損防止の措置を行う。	
		(10) 消火不能の場合は、他の任務に移行する。	
		(11) 伝達及び応答を適正な声量とする。	

		活動項目等	備考
初期消火 活動E	補助散水栓 活動E3	(1) 早期に補助散水栓を活用する。	選択
		(2) 補助散水栓の位置を把握する。	
		(3) 補助散水栓の取扱いを適正に行う。 ア 開閉弁を開く。 イ 慌てずにホースを延長する。 ウ 筒先の確保及びノズルの操作を適正に行う。	
		(4) 延長ホースが防火区画を構成する防火戸の閉鎖の妨げにならないようにする。	
		(5) 消火不能の際に、ホースが防火戸の閉鎖の妨げにならないようにする。	
		(6) 再燃防止の確認を行う。	
		(7) 水損防止の措置を行う。	
		(8) 消火不能の場合は、他の任務に移行する。	
		(9) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
避難誘導（避難救出） 活動F	(1) 現場における避難誘導は、メガホン、拡声器等を活用する。	※	
	(2) 安全な方向への避難誘導を行う。	※	
	(3) 安全防護班及び応急救護班と協力し、出火室の入所者等を優先して救出する。	選択（自力避難困難者の場合）	
	(4) 誘導員の配置は、階段、通路角、E V前等に配置する。	※	
	(5) 避難口を開放する。	選択	
	(6) エスカレーターやE Vによる避難をさせない。	選択	
	(7) 出火区画内の逃げ遅れの確認を行う。	※	
	(8) 避難者がいる場合、一次安全区画（ベランダ、バルコニー、隣接部屋等）への早期避難を行う。	※	
	(9) 区画内の避難完了ごとに、防火対象物自衛消防隊長又は防火対象物地区隊長へ状況報告を行う。	※	
	(10) 出火階において、出火区画以外の区画内の在館者の確認を行う。	選択	
	(11) 必要に応じて応援要請を行う。	選択	
	(12) 伝達及び応答を適正な声量とする。	※	

		活動項目等	備考
安全防護区画 活動G	出火区画	(1) 出火場所の防煙たれ壁を作動する。	選択
		(2) 出火場所の排煙設備を作動する。 (自然排煙の場合、風の影響で煙が拡散する場合には閉める。)	
		(3) 出火室の避難者が自力避難困難者の場合は、避難誘導員と連携し救出活動を行う。	
		(4) 出火区画の防火戸、防火シャッターを閉鎖する。 (防火シャッターは、2段階降下(途中で停止できるものに限る。)を行い、避難終了後直ちに閉鎖する。)	
		(5) 火災発生場所の付近に危険物等があれば、できるだけ早く除去する。又は危険物を取り扱う施設の運転を停止し、元バルブの停止を行う。	
		(6) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
	隣接区画	(1) 出火階の水平区画を形成する。	選択
		(2) 防火シャッターは避難者の障害とならないようにする。 (防火シャッターは、2段階降下(途中で停止できるものに限る。)を行い、避難終了後直ちに閉鎖すること。)	
		(3) 自動閉鎖式の防火戸を状況によって手動で閉める。	
		(4) 火災発生場所の付近に危険物等があれば、できるだけ早く除去する。又は危険物を取り扱う施設の運転を停止し、元バルブの停止を行う。	
		(5) 排煙設備を作動する。 (自然排煙の場合、風向きより有効な場所を開放する。)	
		(6) 排煙設備より避難方向に煙を誘導しない。	
		(7) 伝達及び応答を適正な声量とする。	
	堅穴区画	(1) エスカレーターの停止を行う。 (エスカレーターに乗降している者がいないことを確認して停止すること。)	選択
		(2) 常用E Vは停止確認後に、直ちに防煙のための区画を形成する。	
(3) 出火階の堅穴区画を形成する。			
(4) 出火階の堅穴区画形成は水平区画形成より優先する。			
(5) 伝達及び応答を適正な声量とする。			
応急救護 活動H	(1) 伝達及び応答を適正な声量とする。	選択(負傷者等がいる場合(いない場合は他の任務をする。))	
	(2) 傷者の情報を収集する。		
	(3) 傷者を安全な場所へ移動する。		
	(4) 応急手当を適正に行う。		
	(5) 応急救護資器材を活用する。		
	(6) 伝達及び応答を適正な声量とする。		

備考欄の「※」は必須項目とする。「選択」は、該当する場合に実施する項目とする。